

介護事業者の皆様へ

生活保護制度の概要

(平成26年7月)

生活保護法では、生活保護受給者も介護サービス等を利用できるように「介護扶助」を設けております。

今般、平成26年7月に生活保護法が改正されまして、7月1日から新たに介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

よって、介護事業者の皆様には、生活保護法の「介護扶助」について御理解の上、生活保護受給者へ介護扶助による介護サービス等を提供していただきますようお願いいたします。

I 生活保護の概要

1 生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。(生活保護法第1条)

日本国憲法第25条第1項

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 生活保護の三原理

(1) 無差別平等の原理

すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、生活保護を無差別平等に受けられます。

(2) 最低生活の原理

健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。

(3) 補足性の原理

生活保護は、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、扶養義務者の扶養、その他の制度等を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

3 生活保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類に分かれています。

II 介護扶助の概要

1 介護扶助の対象者

- (1) 困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者及び要支援者。
(介護保険法第7条第3項及び第4項に規定する要介護者及び要支援者をいいます。)
- (2) 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で、特定疾病により要介護又は要支援の状態にある方も対象になります。

2 介護扶助の範囲

- 居宅介護（介護保険の居宅サービス及び地域密着型サービスが該当。「居宅介護支援計画」に基づくものに限り。）
- 福祉用具（介護保険の特定福祉用具販売に該当。）
- 住宅改修（介護保険の居宅介護住宅改修費の住宅改修の種類と同一。）
- 施設介護（介護保険の施設サービスに該当）
- 介護予防（介護保険の介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスが該当。「介護予防支援計画」に基づくものに限り。）
- 介護予防福祉用具（介護保険の特定介護予防福祉用具販売に該当。）
- 介護予防住宅改修（介護保険の介護予防住宅改修費の住宅改修の種類と同一。）
- 移送（介護サービスの利用等に伴い必要になる最小限度の交通費又は送迎費）

3 介護保険給付と生活保護との費用負担関係

介護保険の被保険者の場合は、介護報酬のうち9割が介護保険から給付され、1割が生活保護（介護扶助）から支払われます。

介護保険の被保険者でなければ、全額を生活保護（介護扶助）で対応します。

(1) 居宅介護（介護予防）の場合

介護保険の被保険者	介護保険 9割	介護扶助 (生保) 1割
介護保険の被保険者以外（40～64歳で特定疾病の方）	介護扶助 (生保) 10割	

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う滞在費及び食費の負担限度額は、介護扶助で対応せず、生活保護受給者負担となります。

ただし、介護保険の被保険者以外の方に係る滞在費及び食費は、特定入所者介護（支援）サービス費相当額を福祉事務所払いの介護扶助費として給付されます。

(2) 施設介護の場合

介護サービス費のうち自己負担分（1割）は生活保護（介護扶助）で対応し、日常生活費、介護保険料等は生活保護（生活扶助等）で対応します。

食費については、介護保険による補足給付（特定入所者介護サービス費）がなされた後の自己負担額は、生活保護（介護扶助）で対応します。

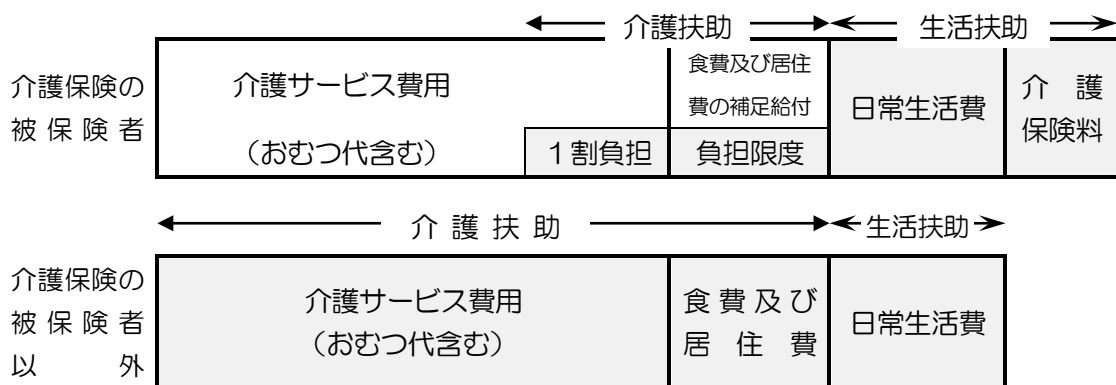
ただし、介護保険の被保険者以外の方に係る食費については、食費の基準費用額の範囲内の実際の食費の額を生活保護（介護扶助）で対応します。

居住費については、多床室のみ利用が認められ、補足給付（特定入所者介護サービス費）により全額介護保険で給付されます。

ただし、介護保険の被保険者以外の方に係る居住費については、多床室の基準費用額の範囲内の実際の居住費の額を生活保護（介護扶助）で対応します。

なお、居住費の利用者負担が発生する個室の利用は、原則として認められません。

基準費用額が減額されるには、本人が市町村へ申請する必要がありますが、その適用は、生活保護受給者の場合、生活保護開始月の初日まで遡ります。



4 他法他施策との関係

介護保険制度は、他の法律等に基づく施策に優先して適用されます。

生活保護制度の介護扶助は、補足性の原理により、他の法律等に基づく施策がある場合にはそちらを優先適用した後に適用されます。

(1) 被保護者が介護保険の被保険者である場合

まず、介護保険が優先して通常の保険給付（9割）が行われ、次に保険優先の公費負担医療や障害者施策等の更生医療が適用され、生活保護の介護扶助は、残った本人負担分に適用されます。

(2) 被保護者が介護保険の被保険者でない場合（特定疾病）

まず、公費負担医療制度や障害者施策等を優先して活用し、生活保護の介護扶助は、要介護（支援）状態に応じた居宅介護（介護予防）サービスの支給限度基準額を限度に、それらで賄うことができない不足分について支給されます。

なお、介護保険以外の施策を利用した場合の本人負担分には、生活保護の介護扶助は適用されません。

5 介護扶助の方法

介護扶助は、原則として、生活保護法による指定を受けた指定介護機関に委託して介護サービス等を給付する現物給付によって行われます。

具体的には、福祉事務所が、介護扶助を決定した指定介護機関へ介護券を発行する形で行われます。

介護報酬は、介護給付費明細書に介護券から必要事項を転記し、国民健康保険団体連合会（国保連）へ請求します。本人負担分は、国保連を通じて保険給付と合わせて支払われます。なお、介護券に本人負担額の記載がある場合には、本人から事業者が徴収します。

6 介護扶助の介護方針及び介護報酬

介護扶助の介護方針及び介護報酬は、介護保険法の例によりますが、特別な居室、療養室、病室等の提供は行えません。

また、介護保険給付の対象とならないサービスや支給限度額を超えるサービスは、介護扶助の支給対象とはならず全額自己負担になりますので、給付は認められません。

なお、帳簿等の関係書類は、5年間保管してください。

Ⅲ 指定申請手続き

平成26年6月以前に介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関および同年7月以降に介護保険法の規定による指定または開設許可がなされたが、別段の申出により生活保護法の指定とみなされていない介護機関が、生活保護受給者へ介護扶助による介護サービス等を提供する場合には、生活保護法による指定が必要となりますので、下記により指定介護機関の指定申請を手続きください。

1 必要な書類（福島県社会福祉課ホームページからもダウンロードできます）

- 「生活保護法等指定介護機関指定申請書（様式第44号の1）」 1部
- 誓約書（様式第44号の2） 1部

2 注意事項

- 事業所毎に申請書を提出してください。（申請者（開設者）が同じであっても、介護保険事業者番号が異なる場合には、番号毎に申請が必要になります。）
- 家賃相当の利用料について、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防

認知症対応型共同生活介護の事業者については、家賃相当の利用料が生活保護の基準以下でなければ生活保護受給者が入居できませんので、基準を超えている場合には、家賃負担が基準内に収まるよう減免措置などの対応が必要になります。

- 指定介護機関の指定は、事業所の所在地が中核市以外の市町村の場合は福島県知事が行い、中核市の場合は郡山市長又はいわき市長が行います。

3 申請書の記入方法

申請書裏面に記載されている「注意事項」及び「記載要領」により必要事項を記入してください。

4 申請書の提出先及び問合せ先

申請書は、事業所の所在地を管轄する福祉事務所（市部は市の福祉事務所（いわき市は地区保健福祉センター）、郡部は県の保健福祉事務所）の生活保護担当部署に提出してください。

また、生活保護に関するお問い合わせは、管轄の福祉事務所又は県庁社会福祉課までお願いします。

IV その他

- 1 平成 26 年 7 月以降に新たに介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関において、生活保護法による指定を不要とする場合は、別紙申出書を作成の上、介護保険法の規定による指定または開設許可を申請する申請書類と併せて当該申請窓口に提出されるか、または、事業所の所在地を管轄する福祉事務所の生活保護担当部署に提出してください。

- 2 平成 26 年 7 月から新たに介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関が、別段の申出がなく生活保護法の指定介護機関とみなされたのち、当該介護機関が介護保険法の規定による廃止、指定の取消し又は指定の効力が失われたときは、生活保護法による効力も同じく失います。

なお、平成 26 年 6 月以前に介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関および同年 7 月以降に介護保険法の規定による指定または開設許可がなされ、別段の申出により生活保護法の指定とみなされていない介護機関が、上記Ⅲにより生活保護法の指定を受けたのち、介護保険法の規定による廃止、指定の取消し又は指定の効力が失われた場合は、別に生活保護法による手続きが必要となります。

また、いずれの場合も、当該介護機関の名称その他生活保護法施行規則で定める事項の変更等があったときは、生活保護法の規定による変更届等の提出が必要になりますので、事業所の所在地を管轄する福祉事務所にお問い合わせください。

【中核市を除く市及び町村】

福祉事務所名		所在地	電話番号
市 福 祉 事 務 所	福島市福祉事務所	〒960-8111 福島市五老内町 3 - 1	024-535-1111 (内 3514)
	会津若松市福祉事務所	〒965-0871 会津若松市東栄町 3 番 46 号	0242-39-1292 (直)
	白河市福祉事務所	〒961-8602 白河市八幡小路 7-1	0248-22-1111 (内 2726)
	須賀川市福祉事務所	〒962-0054 須賀川市牛袋町 5	0248-88-8113 (直)
	喜多方市福祉事務所	〒966-8601 喜多方市御清水東 7244-2	0241-24-5228 (直)
	相馬市福祉事務所	〒976-8601 相馬市中村字大手先 13	0244-37-2205 (直)
	二本松市福祉事務所	〒964-8601 二本松市金色 403-1	0243-55-5111 (内 282)
	田村市福祉事務所	〒963-4393 田村市船引町字馬場川原 20	0247-81-2273 (直)
	南相馬市福祉事務所	〒975-8686 南相馬市原町区本町 2-27	0244-24-5243 (直)
	伊達市福祉事務所	〒960-0692 伊達市保原町舟橋 180 番地	024-575-1264 (直)
	本宮市福祉事務所	〒969-1192 本宮市本宮字万世 212	0243-33-1111 (内 129)
県 福 祉 事 務 所 (町 村 域 を 所 管)	県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市御山町 8-30	024-534-4301 (直)
	県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川市旭町 153-1	0248-75-7812 (直)
	県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市郭内 127	0248-22-5483 (直)
	会津保健福祉事務所	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40	0242-29-5281 (直)
	南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241-63-0307 (直)
	相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1136 (直)

【中核市】

福祉事務所名		所在地	電話番号
郡山市福祉事務所		〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7	024-924-2611 (直)
いわき市保健福祉部保健福祉課		〒970-8686 いわき市平字梅本 21	0246-22-7450 (直)
平地区 保健福祉センター	〒970-8686	いわき市平字梅本 21	0246-22-7459 (直)
小名浜地区 保健福祉センター	〒971-8162	いわき市小名浜花畑町 34-2	0246-54-2111 (内 5168)
勿来・田人地区 保健福祉センター	〒974-8232	いわき市錦町大島 1	0246-63-2111 (内 5379)
常磐・遠野地区 保健福祉センター	〒972-8321	いわき市常磐湯本町吹谷 76	0246-43-2111 (内 5581)
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	〒973-8408	いわき市内郷高坂町四方木田 191	0246-27-8693 (直)
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	〒979-0201	いわき市四倉町字西 4-11-3	0246-32-2114
小川・川前地区 保健福祉センター	〒979-3122	いわき市小川町高萩字下川原 15	0246-83-1329

【県庁】

保健福祉部社会福祉課 (生活保護担当)	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16	024-521-7323 (直)
------------------------	-----------------------	------------------

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

・管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

平成 年 月 日

福島県知事

住所

申出者（開設者）

氏名

印